

C 市 指定管理者制度・第三者委託先行事例ヒアリング調査結果概要

調査日時	平成 22 年 1 月 14 日(金) 午前 9 時～午前 11 時 30 分 平成 22 年 1 月 15 日(金) 午後 1 時～午前 2 時 00 分
指定管理者制度を導入した経緯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 17 年度の市町村合併時に策定された C 市総合計画の中で、定員適正化計画の中で、職員を削減していくことが市全体としての方針として示された。(合併時点で 1200 人の職員を 800 名程度まで削減する計画) ■ このような方針の中で、C 市は、公の施設に対して指定管理者制度を導入することとしたため、これまで全て直営で行っていた水道施設(水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設)の維持管理についても、平成 18 年度より指定管理者制度を活用した第三者委託を実施することとなった。 (※ 水道事業の公営企業としての独自性、特殊性は当時議論にはならなかった。) ■ 平成 18 年 2 月臨時会において、指定管理者の指定について議決を得た。これに伴い、平成 18 年 4 月より取水から配水池までの施設の維持管理を指定管理者である株式会社 C 管設備グループが行うこととなった。
C 市水道事業の概要	<p>行政区域内人口 94,897 人、計画給水人口 76,660 人、1 日最大給水量 30,969m³/日、配水能力 40,970m³/日、給水内普及率 99.6%、行政区機内普及率 76.4% (平成 19 年度実績)</p> <p>≪上水道事業(2 事業)≫ ○水源:表流水(神通川水系小八賀川水系他)3 箇所、地下水※4 箇所(計 7 系統) ○浄水場:3 箇所、○配水池:17 箇所</p> <p>≪簡易水道事業(35 事業)≫ ○水源:表流水 15 箇所、地下水※60 箇所、○配水池:92 箇所</p> <p>≪飲料水供給施設水源(12 施設)≫ ○水源:表流水 3 箇所、地下水※10 箇所、○配水池:12 箇所</p> <p>※ 地下水は、地下水、伏流水、浅井戸を含んでいる。 ※ 簡易水道事業、飲料水供給施設は湧水(地下水)が多く、原水水質が良好であるため、大半で浄水処理は行っていない。これらの施設では合併前より集中監視による無人化、省力化が進んでいた。</p>
指定管理者制度を導入した主な要因・キッカケ	<ul style="list-style-type: none"> ■ コスト削減のための方策として。 ■ 平成 13 年 7 月の水道法改正により、水道管理に関する技術上の全部又は一部を第三者に委託することが可能となり、C 市においても平成 15 年に課内に委託検討チーム(プロジェクト会議)を設け検討した。 ■ 検討の結果、市民サービスの向上、地域の活性化、コストの縮減をはじめ、民間技術力による維持管理業務のレベルアップを図るために指定管理者制度を活用した第三者委託の実施を行うこととした。
指定管理者制度	■ C 市全体の方針として導入、活用している
第三者委託制度	■ 活用している

水道技術管理者 受託水道技術管理 者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委託制度を活用しており、受託者側に「受託水道業務技術管理者」1名をおいている。 ■ 現在市では、各支所(旧町村単位)に1名ずつ水道技術管理者を配置している。 ■ なお、受託水道技術者については、第1期の第三者委託の届出時に、厚生労働省から1名に集約するように指導があった。 	
第三者委託業務の概要	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上水道事業(2事業)、簡易水道事業(35事業)、飲料水供給施設(12施設)
	委託期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【第1期】:平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間) ■ 【第2期】:平成21年4月1日～平成25年3月31日(5年間)現在実施中
	委託項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道施設運転・維持管理業務(水源から配水池まで)
	委託概要	<p>【平成21年度からの業務委託内容】</p> <p>(1)C市水道事業・岩滝簡易水道事業の施設の維持管理業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 浄水場の運転及び機械・電気・計装・その他の設備の運転保守管理 ② 取水・浄水・配水施設の維持管理 ③ 水質検査 ④ 故障または事故時の処置 ⑤ 管理棟等の管理 ⑥ 緊急連絡 <p>(2)C市簡易水道事業の施設の維持管理業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機械・電気・計装・その他の設備の運転保守管理 ② 取水・配水施設の維持管理 ③ 水質検査 ④ 故障または事故時の処置 ⑤ 施設管理 ⑥ 緊急連絡 <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の委託範囲は水道施設の取水から配水池にかかる全ての技術上の業務。 ■ C市水道施設の運転・維持管理業務、日常の保守管理業務、定期点検(法定点検含む)、修繕業務(年間3,000万円まで)、電力、薬品、燃料等のユーティリティ調達管理業務を含む。 ■ 配置する職員数は労基法の観点から市で指定している。(浄水場勤務13名体制) ■ 簡易水道担当6名(受託者側で配置)で9地区を担当。
指定管理者への第三委託実施効果	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定管理者制度を活用した第三者委託を開始した平成18度に、水道関係職員は34人から26人となり、8人の職員が削減された。
	コスト削減効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年間で約30,000,000円のコストが削減された。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的に判断して第三者委託制度を導入したことにより、水道事業全体としての技術水準およびサービス水準に変化はない ■ 指定管理者制度の活用により、公明正大な事業者の募集選定を行うことが可能となり、市民、議会に対して情報公開、公平性を保持しつつ、オープンな形で契約を結ぶことができた。 ■ (施設の)管理手法の平準化が図れた。(C市水準に統一された。)

委託導入準備・推進手順	可能性調査	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者、第三者委託制度の導入可能調査は実施していない。(指定管理者制度の導入は市の方針)
	期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度に C 市内部では検討プロジェクト会議で第三者委託等を検討 【第 1 期】:平成 17 年 9(公募)～ 【第 2 期】:平成 20 年度中
	外部支援	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント等の外部からの支援は受けていない。
	直営体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の募集選定は、直営で業者の募集選定作業を行った。 なお、指定管理者の募集選定にあたっては、市の管財課で全市共通の募集要項および基本協定、契約書等の雛形や募集手続きの手順が示されており、これに従い作業を進めた。 水道独自に必要な作業はとしての仕様書(要求水準書)等の添付資料の作成が主たるものであった。 他業務との兼務の1名の担当と(上野)浄水場長の2名で行った。これらの体制は不十分であり、かなり大きな負荷となった。
C 市水道職員の採用・異動等について		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を活用した第三者委託とは関係なく、C 市全体の職員適正化計画のなかで、平成 21 年度までに 6 人が削減され、現在の水道関係職員は数 20 名である。(平成 21 年度現在) 20 名のうち、実質的には 10 名以上は旧町村の水道(簡易水道)関係職員である。また、このうち、10+1 名(給水審査)と職員の半分以上が技術系職員である。(文書回答では 5 名が技術職員) この他、旧 9 町村の各支所に配水管、給水装置、料金関係を担当する職員が配置されている。(これらの 9 人は水道の専門職員ではなく、他業務との兼務であり、水道会計はカウントされていない。一般会計勘定) 水質(法廷項目)の検査は直営で行っている。 職員の採用は市で一括で行っており、採用時に技術・事務の区分けは無い。 職員の異動は市長部局と間で頻繁に行われている
想定される課題への対応	技術継承	<ul style="list-style-type: none"> 日水協の外部研修等に参加し技術力の確保に努めている。
	災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との間で災害時を含めた応援体制を確立する必要がある。C 市全体の指定管理者と基本契約の中では災害時の対応、応援等の事項については具体的に明記されておらず、水道事業としては今後、契約の中で強化していくべき箇所であると考えている。
委託の履行監視(モニタリング)	モニタリング方法・効果	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委託制度で行う業務の履行監視(モニタリング)C 市自らが履行監視しており、効果的に機能している。 月報報告と年度終了時に業務報告を受ける。担当者会議を毎月開催し、情報交換を行っている。(書類による確認) 水道事業については、C 市水道課(本庁)の担当、簡易水道、飲料水供給施設については、各支所(9 箇所)の担当が、受託者(SPC の)地区担当者 6 名と、日常的な業務について、毎日確認協議を行っている。

事業者の募集選定(公募型プロポーザル)について	発注方式	■ 公募型プロポーザル方式(総合評価方式)
	審査委員会	■ 外部有識者2名、市職員3名
	実施スケジュール	平成17年4月 C市と9町村が行政合併 平成17年9月 事業者の公募(5グループの応募)～ヒアリングも実施 平成18年2月 臨時議会で指定管理者の決定議決 (平成21年からの第2期の公募では1グループのみの応募であった)
	落札者	■ 株式会社 Cグループ ■ 本店所在地 S県C市冬頭町107番地の1 ■ 設立年月日 平成18年3月3日 ■ 資本金 振込資本1,000万円(授權資本5,000万円)
	予定価格	■ 予定価格は比公表、最低制限価格は設定していない。
	契約	■ 落札グループが共同で出資し設立したCグループと契約。 ■ 契約は単年度×5年間で行っている。 ■ 毎年契約書を作成し、委託金額を見直している。 ■ 指定管理者の募集要項、及び協定書、契約書等は市の管財課が作成したも全市共通のものを使用している。 ■ 市長部局の判断により、指定管理者への委託にあたっては、5年間の債務負担も行っていない。複数年契約の受託者(SPC)への保障については基本契約のみ。
	選定・契約上の留意点	■ 指定管理者の募集選定は、市の管財課で全市共通の募集要項および基本協定、契約書等の雛形が示されており、これに従い作業を進めた。 ■ 水道独自に必要な作業はとしての仕様書(要求水準書)等の添付資料の作成が主たるものであった。 ■ C市では水道事業のみが地方公営企業であり、水道法、地方公営企業法等の関連から、他の公の施設へ指定管理者制度の導入とは異なる側面があった。(ex.指定管理者がSPCとなることを前提として契約を想定していない等) ■ 平成17年度に実施した第1期での事業者募集では、旧市町村単位での水道事業毎に募集をかけたため、10案件の募集となった。 ■ 結果として民間から全て(10件)の施設をまとめて管理を行うとの提案があり、結果として一本に集約して契約を行うこととなった。 ■ 平成21年度から実施している第2期の委託では、はじめから1本の業務として募集し、委託を行っている。 ■ 平成21年度からの委託では、平成18年度からの委託で生じた課題の見直しを行うとともに第三者委託の手引き等を参考にしてリスク分担等の見直しを行った。
リスク	リスク分担	委託にあたり想定されるリスクを明確にし、官民で適切に分担している。
	リスク管理機能	第三者委託制度を導入した事により、リスク管理機能に変化はない。
	事故故障頻度	第三者委託制度導入後の事故・故障の頻度は実施前と変化はない。

技術継承(リレー)について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 結果として、受託した民間企業に市の水道職員が転職(複数人)したため、結果としてスムーズに技術、ノウハウのリレーが行われた。(職員の転職は提案時点では想定されていなかった) ■ 現在の受託水道技術管理者も市のOBである。 ■ 大手メンテナンス会社のノウハウもあり、問題なく技術業務の引き継ぎができた。
委託費用の積算について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公募にあたり実績値を示した。 ■ 市として積算は行ったが、人件費は管財課から指定された(2段階)の単価を使用した。
インセンティブについて	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の契約には受託者のインセンティブとなり得るような制度は無い。
指定管理者への委託以外の民間委託	<ul style="list-style-type: none"> ■ 従来の委託として、検針業務を委託している。収納業務は直営で実施している。 ■ また、当番店業務として給水装置(配水関係も一部含む)の突発時対応を委託している。
C市における今後の公民連携の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、取水施設～配水池までを指定管理範囲としている。今後、この範囲に配水管を含めることを検討している。
C市における第三者委託導入成功の要因	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市共通の公の施設への指定管理者制度の導入方針による。(水道事業に例外はなかった)
公民連携の推進に向けたC市からの助言・提案	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の指定管理者制度や第三者委託の導入は、水道技術者減少への対応やコスト削減が目的であり、明確なメリットがなければ導入の必要性はないと判断する事業者も少なくは無いと考えられるため、導入は各事業者の判断に委ねることしかできないのではないかと考える。
行政合併に伴う水道の統合等について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政合併前には広域化の計画はなく、近隣事業者からの相談も受けていなかった。 ■ 行政合併に伴う水道統合(広域化)計画策定は旧C市が主体となって作業を進めた。 ■ 水道の統合手続きについて国及び県からの指導・支援はなかった。 ■ 行政合併に伴う水道事業の統合では、経営基盤では特に大きな効果はなかった。これは、合併した旧市町村の各水道事業間の経営・サービス面での水準に大きな格差がなかったことによると考えられる。 ■ なお、技術面では、今後、施設配置を見直すことで施設数の減や省エネルギーが見込める地域がある(5地区程度で配水ブロックの見直しを行う予定)。また、水源の共有等、施設面(ハード的)で統合(接続)したほうが効果のある箇所については施設の整備を行う予定。 ■ C市では、平成19年に簡易水道の統合計画を厚生労働省に提出済み。平成26年度末までに、段階を踏んで(小さな統合を繰り返すことにより)、全ての簡易水道事業、飲料水供給施設を水道事業に統合予定である。 ■ なお、水道料金については行政合併時の協議により、水道料金体系の調整手法を決定し、調整手法に基づいて水道料金の調整が行われていた。 ■ 水道料金は激変緩和地区となっている2地区を除き全て同一料金としている。料金の下がったところは2地区(旧2町村) ■ 職員の処遇については、旧町村の水道職員の職位は1ランク下がった。 ■ 現在、市では「統合」をテーマとした水道ビジョンを作成中である。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 得られた効果(人・物・金・サービス) ■ 課題となった事項(導入過程・委託開始後) ■ 考察(現状での評価)